

石岡市入札監視委員会

令和5年度第3回会議 議事概要

開催日時 及び場所	令和6年1月30日(火) 14:00～		
	石岡市役所 201会議室		
出席委員	委員長 井川 洋一 委員 小柳 武和 委員 箕輪 浩徳 委員 村田 一晃 (敬称略)		
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日		
審議案件総数	6件		
内 訳	一般競争	4件	土木一式工事1件、造園工事1件、 解体工事1件、業務委託1件
	指名競争	0件	
	随意契約	2件	業務委託1件、使用契約1件
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	別紙のとおり		
委員会による 建議の内容	特になし		

(別紙)

案件1 一般競争入札（業務委託） 令和5年度 八郷学校給食センター配送業務委託（1号車）（債務負担行為）	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	教育委員会事務局学校給食課
契約日	令和5年8月4日
入札参加者数	2者
予定価格	23,874,460円（税込み）
最低制限価格	17,918,380円（税込み）
落札額	23,210,000円（税込み）
落札率	97.22%
意見・質問	回答
配送車は何台あるのか？	八郷給食センターに配送車は3台あります。いずれも配送事業を受託した業者の持ち込み車両です。
市全体では何台あるのか？	石岡学校給食センターに4台ありますので、市内の配送車両は7台です。
全て債務負担行為で実施しているのか？	はい。
債務負担行為にするメリットとは？	複数年契約とすることで契約に係る一連の事務プロセスが集約出来る事による事務負担軽減が見込めることと、受託側のメリットとして長期安定契約となることから価格面で安価になることです。
「価格面で安価になる」というが、単年契約と価格面による比較検討をしているのか？	他の事案等から推測したものです。
県内外において同様の方法を採用しているのか？単年度契約の事例は無いのか？	知る範囲においては複数年で契約している事例が多くありますが、様々です。

<p>現状の手法が悪いとは言わないが、この手法が安価に契約出来るというのは現状では推察に過ぎないので、補完することをした方が良いのではないか？</p>	<p>はい。</p>
<p>この入札はとりおりによる入札か？</p>	<p>とりおりは設定しておりません。同一業者が3件落札することも可能でした。</p>

案件2 一般競争入札（土木一式工事） R5（仮称）石岡駅東口都市公園整備工事	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	市長直轄組織駅周辺にぎわい創生課
契約日	令和5年6月29日
入札参加者数	14者
予定価格	251,460,000円（税抜き：228,430,000円）
低入札価格調査基本価格	230,604,000円（税抜き：209,640,000円）
落札額	171,710,000円（税抜き：156,100,000円）
落札率	68.29%
意見・質問	回答
低入札価格調査を実施しているが、落札者決定過程でどのような確認をしたのか？	資材の調達・労務の調達、施工が出来るか否かを判断します。そのための企業情報調査や過去の同種工事施工実績等を総合的に判断し、落札者を決定しております。
業者の調査は全体的に行っているのか？	要綱上は複数者を同時に調査出来る内容となっておりますが、今回は最低価格者のみの調査を実施しました。
低入札価格調査は非常に重要だと思うので、しっかり確認して欲しい。	答弁なし（意見のみ）
失格基本価格の設定は無かったのか？	設定しました。
失格基本価格はどう算出したのか？	設計金額をベースとして直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じた額を積算し、1万円未満を切捨てた額としています。
低入札価格調査基本価格はどう算出したのか？	直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%で計算しています。

<p>低入札価格調査基準価格と失格基準価格の間の約 20%帯に入札が集中している。これで低入札価格調査制度自体が機能していると言えるのか？</p> <p>今の説明は失格価格の見直しの話であって、低入札価格の見直しの説明ではないのでは？「設定価格を超えたら調査するよ」という制度設計が実際のところ抑止力になっていないのではないかという趣旨の質問なのだが。</p>	<p>失格基準価格は国が算出したモデルを基に計算しておりますが、それによると失格基準価格は 70%前後になり、調査基準価格との差は 20%前後になります。今年度中に低入札価格調査を実施した件数は 5 件で過去最多でした。対策として令和 6 年度から失格基準価格の計算方法を改め、現状の 70%前後から 80%前後になる見込みです。また、低入札調査基準価格を下回った入札については、10%としている契約保証金を 30%以上とし、制度の機能維持を図っています。</p> <p>失礼しました。当市では予定価格が 1 億円以上の工事において、国が一定の工事品質を確保するために必要な価格としているものを低入札価格調査や最低制限価格としているところですが、一定の抑止を図ることについては、次年度以降に対策を実施して参ります。</p>
--	---

<p>案件3 一般競争入札（造園工事） R5 市道A4055号線（村上・六軒線）樹木伐採工事</p>	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	都市建設部都市計画課
契約日	令和5年8月15日
入札者数	11者
予定価格	14,575,000円（税抜き：13,250,000円）
最低制限価格	13,255,000円（税抜き：12,050,000円）
落札額	13,255,000円（税抜き：12,050,000円）
落札率	90.94%
意見・質問	回答
この最低制限価格はどう算出したのか？	先ほどご説明いたしました調査基準価格と同様の率で計算しております。
予定価格の概ね90%ということか？	概ね90%です。
案件によって75%だったり90%だったりするということか？	最低制限基本価格の下限値は75%、上限値は92%です。
算出に当たって国のモデルを採用しているのならば、入札業者もその計算式は把握出来るということか？	はい。
入札業者側が「この辺りが最低制限価格帯だろう」と把握出来るのだから、最低制限価格と同額の入札が複数あるということは今までに無かったのか？	最低制限価格と落札者が同額となる入札は多数あります。同価格となったものについては、電子入札システムで「くじ」により落札者を決定しています。
今回は同価格の入札があったのか？	2者が同価格で入札しており、くじにより落札者を決定しています。

<p>案件4 一般競争入札（解体工事） 令和5年度 市民会館解体工事</p>	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	生活環境部コミュニティ推進課
契約日	令和5年6月29日
入札者数	7者
予定価格	377,740,000円（税抜き：343,400,000円）
最低制限価格	設定しない
落札額	266,640,000円（税抜き：242,400,000円）
落札率	70.59%
意見・質問	回答
最低制限価格を設定しなかった理由は？	入札業者ごとに、自社が保有する機械等によって入札価格が大きく変動します。市場価格を反映・判断することが困難な工種でもあり、それらの事情から最低制限価格を設定しておりません。また、他市においても解体工事について最低制限価格を設けない事例が多くなっております。
低入札価格調査基準価格は設定していないのか？	3億1822万円が低入札価格調査基準価格となっております。
共同企業体が2者失格となっているようですが、こういった理由によるものか？	資料には調査基準価格しか記載がありませんが、2億4,240万円が失格基準価格でございます。こちらの金額を下回った2者が失格となっております。
失格基準価格の算定根拠はどこかに記載があるのか？	告示に失格基本価格2億4,065万円と記載がありますが、これに当日くじにより決定したランダム係数を掛けて得た金額が、失格基準価格の2億4,240万円です。

<p>ランダム係数を掛けるということを一般的にやっているのか？</p> <p>失格基本価格と同額による入札が多くなる事を防ぐために失格基準価格を設定することで、結果として「一番安く入札した業者を落札者としなことが市の利益に叶う」という理屈は何か？この例だと失格基本価格と失格基準価格で180万円程度しか変わらないが、失格基準価格を設けたことにより市が大きなメリットを得たという理解で良いか？</p> <p>本件の場合、落札価格が180万円高くなったとしても、落札基本価格と同額入札や談合が起きる可能性を排除した方が市のメリットになると。そういう理解の基で進めたという理解で良いか？</p>	<p>ランダム係数を掛ける理由ですが、調査基本価格・失格基本価格は告示において事前公表としています。これは予定価格を聞き出そうとする動きを抑制するためです。その結果、失格基本価格と同額の入札が多くなるという部分の対策として、入札当日にランダム係数を掛けて算出した額を失格基準価格としています。</p> <p>失格基本価格は国の計算式を基に算出しており、この金額を下回ると工事の品質に影響があるというラインです。</p> <p>はい。</p>
--	--

<p>案件5 随意契約（業務委託） 令和5年度石岡地区一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託(B地区)</p>	
発注方法	随意契約
主管課	生活環境部生活環境課
契約日	令和5年4月1日
見積業者数	1者
予定価格	43,757,333円（税込み）
落札額	43,700,000円（税込み）
落札率	99.87%
意見・質問	回答
<p>随意契約とした理由である「競争入札に適しない契約の性質」とは？</p> <p>そうすると全国の地方公共団体は全て随意契約で受注者を決定しているのか？</p> <p>その検討結果を説明して欲しい。</p>	<p>最高裁判決の中において、「一般廃棄物処理業は、もっぱら自由競争にゆだねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものと言える」と明言されていることを根拠としております。</p> <p>「もっぱら」とあるので、全てが随意契約ではないと認識しています。競争入札により受注者を決定することまで制限するものではないものと考えていますが、本市が例外的に競争入札を行う条件に該当するか否か検討を行った上で、随意契約が最適と判断しました。</p> <p>一般廃棄物の収集運搬における需給調整は、市町村が計画に基づき統括的に許認可するものとされており、本市においては地区毎の割り当て数に適合した業者しか存在しないことから、競争入札を導入した場合、事業者に対して重大な影響が予想されるため、競争入札に適しないと判断しました。</p>

<p>先ほどの給食配送では一般競争入札をしていたが、それとの違いは何か？</p>	<p>給食の配送事業においては貨物自動車運送事業の許可を入札条件としておりますが、本件については国の通知や判例に基づき、一般競争入札に適さないものと判断しました。</p>
<p>この契約と先ほどの給食配送事業との違いをまとめると、どういうことか？</p>	<p>「荷物を運ぶ」というものと、「収集し運搬する」という違いと認識しております。</p>
<p>本件の収集運搬が可能な業者はどれくらい居たのか？</p>	<p>貨物自動車運送事業と一般廃棄物収集運搬について石岡市内で収集運搬の許可を出している業者は石岡地区が10者、八郷地区が6者おります。本件では石岡地区を4地区に分け、4者と契約しています。八郷地区においても4者と契約しております。一般廃棄物の収集運搬及び処分については、廃棄物処理法において、市が他者に委託する場合であっても、市が自ら直接行うと同等の責任を負うとされており、環境省の通達においても委託基準が示されており、委託料は業務の遂行に足る金額、経済性の確保よりも業務の確実な履行を求めるための基準であるとされています。</p>
<p>一般論として適合性の裏付けはあるであろうし、今回の業者選定に問題があると言うつもりは無いが、本件について「一般競争入札で業者選定を行うことがどうして出来なかったのか」ということを聞きたい。</p>	<p>先ほど申し上げた通り、最高裁の判例は当該事業を競争性に委ねられるべき性格のものでは無いとしているため、本市としては「例外的に随意契約としている」のではなく「競争入札に足る条件を満たさないために随意契約を採用している」という立場です。</p>

<p>需給調整を担保することと「競争をさせない」ということは全然違うと考えるが？「競争させなければ質が担保される」というのは道理に合わないのでは？そもそも市がしっかりとした履行が担保される事業者は絞って許認可を出しているのだから、その業者間で競争をさせることに何の問題があるのか？</p> <p>競争性と事業者への影響は慎重に天秤にかけるべきと考える。</p>	<p>競争性を持たせることで地区の取り合いにより廃棄物の収集が上手く行かない事例が実際に他市で有りました。この場合、法において定められた「市が自ら直接行うと同等の責任を負う」とした委託を市が行っていないとされるため、競争性に基づく安易な業者選定は認められないものと考えております。</p> <p>答弁なし。(意見のみ)</p>
--	---

<p>案件6 随意契約（使用契約） 令和5年度法令判例等情報提供システム使用契約</p>	
発注方法	随意契約
主管課	総務部総務課
契約日	令和5年4月1日
見積業者数	1者
予定価格	916,080円（税抜き：832,800円）
落札額	916,080円（税抜き：832,800円）
落札率	100%
意見・質問	回答
<p>随意契約の理由として「契約の目的物が特定の者でなければ納入出来ない」とあるが、この「目的物」が指すものを明確にしたい。</p>	<p>B社が提供しているシステムです。全国的な法令・判例を示すデータベースと国等が発出する法令改廃情報の検索システムの調達が目的です。</p>
<p>つまり契約の目的物は2つあると？では次に「特定の者でなければ導入出来ない」とあるが、それはこの目的物に即しているものでなければ出来ないということか？</p>	<p>このシステムはA社が提供するシステムを基本としており、その追加機能として法令・判例検索と法令改廃検索の2つのシステムが提供されるものです。</p>
<p>決裁用紙に「法令改廃情報を確認する必要があり他のシステムに代えられない」とあるが、A社が提供するシステムに何故B社が提供するシステムを合わせて発注する必要があるのか。</p>	<p>B社以外にA社のシステムとリンクする商品の事例がありませんでしたので、当市の環境を考えてB社のシステムとしました。</p>
<p>今の話だと、消費者に不要なものと一緒にしか買えないような販売方法に見えてあまり良くない気がするので、その辺りの検討が必要なのではないか？次にB社のシステムは判例検索システムだが、このシステムを使う必要性・頻度は？</p>	<p>個人情報保護審査会や固定資産評価審査委員会、行政不服審査法に係る審査事務の他、各担当課からの問い合わせや弁護士相談の前段としての情報検索など、包括的に検索出来ることから非常に使い勝手が良いと感じています。</p>

<p>判例情報だけでなく専門家による判例解説まで必要なのか？</p>	<p>見解の部分で様々な方面から専門家の意見を参照出来ることは、特に「どちらも選択し得る」という場面で有用と考えます。</p>
<p>行政判例ではなく民事判例の検索が必要な場面というのは具体的に何か？</p>	<p>損害賠償請求事案や交通事故案件の実例を検索する事例はあります。</p>
<p>一般民事で損害賠償請求ということは有り得ると思うが、そこに民事判例の解説が自治体担当者レベルで必要なのかという点が気になる。これは仕様書の作成段階で「判例の解説が欲しい」と市が要望したのか、業者から提示されたオプションに過ぎないのか、どちらか？</p>	<p>提示されたオプションによるものと思いますが、他の自治体において利用されているものと同等の機能を使用出来るようにしたいと考えています。</p>
<p>仕様書ではIDを5個としているが、同時接続の事例がどれほどあるか把握しているか？</p>	<p>実数は把握していませんが、総務課職員がシステムを使用しているほか、週に何件かは各担当課からの問い合わせがあり、使用します。時期によっては「これ以上は入れない」旨のメッセージが出る事もあります。</p>
<p>IDとパスワードは職員向けに公開しているのか？</p>	<p>毎年度当初にグループウェアの掲示板を使用して全職員へ公開する形を採っています。</p>
<p>随意契約とする上で明文化されていない部分があると思うので、その辺りを明文化した方が良いと思う。また、A社とB社が連携したサービスを提供しているというのも最近の事なので、その「抱き合わせ」に拘束されることの必要性については慎重に検討した方が良いと思う。</p>	<p>答弁なし。(意見のみ)</p>